

三田市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月16日

三田市議会議長 松岡 信生



- 1 日時
令和5年6月20日（火曜日）午後2時
- 2 場所
三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所本庁舎6階委員会室BC
- 3 件名
三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定について
- 4 人数
7名以内
- 5 意見を述べる時間（各陳述者の合計時間）
30分以内